令和７年６月５日招集

議　案

草加市議会６月定例会

議　案　目　次

第５５号議案　令和７年度草加市一般会計補正予算（第４号）……　別添
第５６号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　1

第５６号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年６月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

令和７年４月３０日付け草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の費用弁償の額の見直しを行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和５３年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「選挙立会人、投票管理者、投票立会人、期日前投票所投票管理者、期日前投票所投票立会人、開票管理者及び開票立会人」を「投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第４条関係）

区分	費用弁償の額
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和２５年法律第１７９号。以下「法」という。）第１４条第１項第１号に掲げる額
投票所の投票管理者	法第１４条第１項第２号に掲げる額
期日前投票所の投票管理者	法第１４条第１項第４号に掲げる額
開票管理者	法第１４条第１項第５号に掲げる額
投票所の投票立会人	法第１４条第１項第６号に掲げる額
期日前投票所の投票立会人	法第１４条第１項第８号に掲げる額
開票立会人	法第１４条第１項第９号に掲げる額
選挙立会人	法第１４条第１項第１０号に掲げる額

備考　選挙会又は開票が翌日に引き続いた場合は、１日とみなす。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参　考　資　料

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>（費用弁償）
第４条　条文略
２　選挙長、選挙立会人、投票管理者、投票立会人、期日前投票所投票管理者、期日前投票所投票立会人、開票管理者及び開票立会人がその職務に従事したときは、別表第２に定める費用弁償を支給する。
３　条文略
～　～
５　条文略

別表第２（第４条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>費用弁償の額
（１回の選挙につき）</th></tr><tr><td>選挙長</td><td>１０，４００円</td></tr><tr><td>選挙立会人</td><td>８，６００円</td></tr><tr><td>投票管理者</td><td>１２，３００円</td></tr><tr><td>投票立会人</td><td>１０，５００円</td></tr><tr><td>期日前投票所投票管理者</td><td>１０，８００円</td></tr></table></td><td>（費用弁償）
第４条　条文略
２　選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人がその職務に従事したときは、別表第２に定める費用弁償を支給する。
３　条文略
～　～
５　条文略

別表第２（第４条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>費用弁償の額</th></tr><tr><td>選挙長</td><td>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和２５年法律第１７９号。以下「法」という。）第１４条第１項第１号に掲げる額</td></tr><tr><td>投票所の投票管理者</td><td>法第１４条第１項第２号に掲</td></tr></table></td></tr>
</table>

期日前投票所投票立会人	９，３００円
開票管理者	１０，４００円
開票立会人	８，６００円

	げる額
期日前投票所の投票管理者	法第１４条第１項第４号に掲げる額
開票管理者	法第１４条第１項第５号に掲げる額
投票所の投票立会人	法第１４条第１項第６号に掲げる額
期日前投票所の投票立会人	法第１４条第１項第８号に掲げる額
開票立会人	法第１４条第１項第９号に掲げる額
選挙立会人	法第１４条第１項第１０号に掲げる額

備考　選挙会又は開票が翌日に引き続いた場合は、１日とみなす。